

令和7年度 第1回
富士市まちづくり活動推進審議会会議録

令和7年7月31日（木）午後7時00分

富士市庁舎8階 政策会議室

1 開催日時

令和7年7月31日(木) 午後7時00分から9時00分

2 会場

富士市庁舎8階 政策会議室

3 出席委員9人

荻野 達史、守本 尚子、千葉 辰夫、齋藤 清隆、高田 貢、神尾 秀彦、今屋敷 正成、
本多 さくら、加藤 直子

4 欠席委員3人

植田 ゆか、長澤 真理子、佐野 浩士

5 説明部署、事務局等の職員

市民部まちづくり課

課長 高井 和孝、調整主幹 杉田 行紀、主幹 井出 大介

主査 山中 拓也、上席主事 佐藤 達也

6 議事

- (1) 新・富士市まちづくり活動推進計画の令和6年度取組実績について
- (2) 新・富士市まちづくり活動推進計画の令和6年度進捗状況評価について
- (3) 新・富士市まちづくり活動推進計画の令和7年度取組内容について
- (4) 次期富士市まちづくり活動推進計画の策定について

事務局

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和7年度 第1回 富士市まちづくり活動推進審議会を開催させていただきます。本日は、ご多忙の中ご出席いただき、ありがとうございます。

開催にあたりまして、本日の会議は、「富士市審議会等の会議の公開に関する規則」に基づきまして、公開にて開催されますのでご了承願います。また、会議終了後議事録を作成するため、会議の内容を録音させていただきますので併せてご了承願います。

はじめに資料の確認をさせていただきます。ご持参を依頼していました新富士市まちづくり活動推進計画の冊子、事前に送付させていただきました資料として、次第と資料 No. 1～5の6点。なお、資料 No. 4「令和7年度取組内容一覧」につきましては、事前送付させていただいた資料の1～2ページが長辺綴じの形になっておりましたので、差し替え用をお席に配付させていただいております。

また、多くの委員におかれまして、事前資料の送付通知の宛名間違いがございました。大変申し訳ありませんでした。

続いて、当日資料といたしましてお席に配付させていただいております。

- ・松野地区まちづくり行動計画
- ・コブタレポート（第26、27号）
- ・振り返りシートサンプル

以上10点となりますが、お手元にごございますでしょうか。冊子をお忘れの方はご用意しておりますので、不足等ございましたら挙手にてお知らせください。よろしいでしょうか。

次に、事前にご連絡をいただいております欠席の方について報告いたします。植田委員、長澤委員、佐野委員が本日所用のため欠席されておりますので報告いたします。

ここで本年度も事務局職員の異動がありましたので自己紹介をさせていただきます。

（事務局職員自己紹介）

続きまして、荻野会長からご挨拶をいただきます。荻野会長、よろしくお願いいたします。

荻野会長

連日暑い中でお集りいただきありがとうございます。昨日は津波警報が発表され大変驚きましたが、本日無事開催でき、本当に良かったなと感じております。新・富士市まちづくり活動推進計画が令和4年から令和8年度までの5年計画としてスタートし、今年で4年目を迎えますが、本会議資料5にもありますように、次期計画について議論を始めるという節目の時期になってまいりました。そうした中で、本日の会議は今までの会議もとても重要ではありましたが、より重要度が増した会議になると考えております。それでは、よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。続きまして、次第の3 議事になります。審議会規則第3条第1項において、本審議会会長が議長となることになっておりますので、議事の進行は荻野達史会長にお願いいたします。荻野会長、よろしくお願いいたします。

荻野会長 それでは、議事に入ります。

議事の進行につきましては、事務局より資料No.1の説明をいただき、その後、説明に対する質疑を行い、続いて、資料No.2及び3の説明と質疑を、続いて、資料No.4の説明と質疑を、最後に資料No.5の説明と質疑を行い、遅くとも午後8時30分までには議事を終了したいと考えております。スムーズに進行できますよう委員の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、本日の出席委員は過半数に達しておりますので、審議会規則第3条第2項に基づき本会議は成立いたしております。それでは、資料No.1「令和6年度取組実績」について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、令和6年度の施策の取組実績について説明させていただきます。
資料1の「新・富士市まちづくり活動計画 令和6年度取組実績一覧」をお願いいたします。

前回の本審議会の開催が1年前でしたので、最初に、改めまして本資料の位置付けについてご説明いたします。

本市では、『各地区まちづくり協議会の主体的な活動による自律的な地域コミュニティの形成』を目標像とした「新・富士市まちづくり活動推進計画」を令和4年度からスタートいたしました。本計画は、地区の課題解決に向けて、計画的な事業運営を進めるために必要な事項を定めた、地区ごとの「まちづくり行動計画」を下支えする計画でもあります。

本審議会では、この計画の進捗状況の評価をしていただいております。進捗状況の評価とは具体的にはどういうことかと申しますと、計画冊子の25ページをご覧ください。本計画の体系は、25ページに記載されている5つの方針の下に、26ページに記載されている19の個別施策と3つの総合的な施策がぶら下っております。

27ページをご覧ください。下段に「①課題解決協働事業の推進」とありますが、19の個別施策の下には、このような取組が51個ぶら下っており、本計画の計画期間である令和4年度から令和8年度の5年間の取組内容が記載されております。

資料1は、これらの取組について、令和6年度に具体的に何を行ったのかをお示したものであり、資料1の内容を受けて、計画の進捗状況を地区と行政の視点で評価したものが資料2,3となります。

それでは、資料1の説明に入らせていただきます。

本資料をご覧になっていただきますと、取組内容の欄に記載されている事業について、四角で囲い再掲となっているものが多いと感じられるかと思います。各取組が他の複数の取組にも資することが多いこと、また、1つの取組について別の側面を捉えて、他の方針や施策に位置付けられることもあることから、再掲が多くなっております。なお、再掲と

なっているものであっても、その下に記載されている具体的内容については、位置付けられた施策の側面から捉えたものとなるよう記載しております。

それでは、「1 個別施策」の方針（1）から順にご説明させていただきます。
時間も限られておりますので、主なもの、あるいは資料の記載だけでは分かりづらい取組についてのみ、抜粋してご説明させていただきます。

方針1の施策1の「①課題解決協働事業の推進」をご覧ください。1つ目の「まちづくり協議会の部会活性化研修会の開催支援」であります。各地区のまちづくり協議会には、実施方法に記載されているような各部会が設置されております。これらの部会長の皆さんに出席いただき、地区同士の情報交換を行うとともに、まちづくり行動計画に位置付けた部会の取組について、振り返りシートを活用して PDCA を回していくことを目的として、まちづくり協議会連合会との共催で、交流会を実施いたしました。昨年度の参加者は延べで186名でありました。

3つ目の「まちづくり交流会の開催支援」であります。地区の課題等について他地区との情報共有や意見交換を目的として、まちづくり協議会連合会が主催する交流会の開催を支援いたしました。昨年度の交流会では、テーマを「持続可能なまちづくりのために～事務局機能の強化～」とし、各地区から役員4名程度、合計163名の方が参加いたしました。内容としましては、課題解決型のまちづくりへ転換していくための松野地区の組織変更の事例発表や、グループワーク、パネルディスカッションの3部構成で開催いたしました。

4つ目の「地区まちづくり行動計画の進行管理の支援」であります。先ほど部長会交流会の説明の中でありました振り返りシートの活用となります。年度末に各地区でシートを作成していただき、その集約結果と解説を部会長交流会で行っております。本日、参考として、松野地区さんのまちづくり行動計画と振り返りシートのサンプルを、お手元に配付させていただきましたのでご覧ください。

2ページをお願いいたします。

施策2の「②まちづくり協議会と行政の情報共有」をご覧ください。

2つ目の「ニュースレターの発刊」であります。毎年度、各地区まちづくり協議会及び連合会の取組状況や参考事例を伝えるニュースレター「コブタレポート」を2回発刊しております。昨年度に発刊しました2冊を本日お手元に配付させていただきましたので、後ほどご覧いただければと思います。

3ページをご覧ください。

方針2の施策2の「②一括交付金制度等の調査研究」をご覧ください。
一括交付金制度の試行であります。自律的かつ持続的なコミュニティ形成の推進を図るため、自ら計画した地域課題に向けた事業を自由に活用することができる一括交付金制度を昨年度から試行導入いたしました。交付対象は、まちづくり協議会のうち、記載の3つの黒ポチを満たしている地区となります。試行導入の段階では、まちづくりセンターの指定管理に取り組んでいる須津及び松野地区を対象としております。交付金額は、これまで補助金として交付していた金額に課題解決事業分として約50万円を増額し交付してお

ります。本交付金は、令和8年度から本格導入する予定でありまして、現在、まちづくり協議会連合会のご意見も伺いながら、本格導入のための制度を検討しております。

4ページをご覧ください。

方針3の施策1の「①地区の課題把握とまちづくり活動の担い手発掘への支援」をご覧ください。1つ目の「住民アンケートの実施支援」であります。各地区のまちづくり行動計画について、現計画の計画期間が令和8年度までとなっております。そのため、今年度から各地区において次期計画の策定に着手していただきますが、住民ニーズを把握し、策定の基礎資料とするために各地区で住民アンケートが実施されました。既にまちづくりセンターの指定管理を行っている須津地区と松野地区は令和3年に実施しているため、その2地区を除いた24地区において実施されました。

アンケートの対象は原則中学生以上の住民であり、昨年12月から本年3月にかけて、紙配布や電子回答など、地区ごとのやり方で実施されました。市では、ベースとなるアンケートの作成や、アンケートの意義の理解や実施に向けた意識の醸成を図るための講演会を実施いたしました。

3つ目の「地区別人材育成講座の検討」であります。少子高齢化や定年延長などの社会情勢の変化により、これまで以上に地域活動の担い手不足が顕在化しており、各地区において人材の発掘・育成が大きな課題となっていることから、地区の人材育成・発掘の支援の一環として、各まちづくりセンターでの講座開催について検討いたしました。

続きまして、「③企業・NPO等との連携の促進」をご覧ください。

2つ目の「市民活動センターを通じたNPOとの連携促進」であります。地区の課題解決力の強化のために、NPOと連携することができないかということで、地域の課題解決を支援できるNPOの一覧作成について、本日もご出席いただいている市民活動センターの今屋敷センター長と協議をさせていただきました。今年度も引き続き検討してまいります。

続きまして、施策2の「②市が地区団体等へ委嘱している各種委員の見直し」をご覧ください。

行政から地域に様々な依頼を行う中で、地域への負担を減らすために、回覧・掲示、各種会議への出席、委員の推薦・就任、動員等の依頼を行う際に、各所管課が取り組むべき事項や依頼を行う際のルールを規定した「地域への依頼ガイドライン」を策定し、昨年から運用開始いたしました。

5ページをお願いいたします。

方針3の施策2の「①新たな参画の促進」をご覧ください。1つ目の「地域で活躍する女性の交流会」であります。昨年度からまちづくり協議会連合会との共催で新たに開催しているものであります。地区まちづくり協議会の質的向上や更なる活性化のために、女性の地域活動への参画やリーダーとしての女性の参画を拡大させていくためのきっかけづくりを目的として開催いたしました。各地区の女性役員等46名が参加し、女性役員の活動紹介や住民主体の「まちづくり」を進めるための意見交換を行いました。

6ページをお願いいたします。

方針4の施策2の「②住民アンケート調査による地区の課題把握に向けた支援」をご覧ください。2つ目の「住民アンケート実施に向けたキックオフ講演会の開催」であります。先ほどご説明した住民アンケートを実施するにあたり、実施に向けた意識の醸成を図るためにまちづくり協議会連合会との共催で開催いたしました。

各地で住民アンケートの実施支援を行ってきた斎藤主税氏を講師に迎え、「将来を見据えた住民自治の進化・再構築のための一步を踏み出そう」という演題でお話いただき、住民アンケートの意義やポイントについて、まちづくり協議会役員や、町内会長・区長の皆様に理解を深めていただきました。

7ページをお願いいたします。

施策3の「③デジタル化の促進」をご覧ください。

3つ目の「LINEによる連絡手段の活用」であります。まちづくり協議会連合会の理事会メンバーによるLINEグループを作成し、会議開催の案内や資料等の共有を開始いたしました。LINEでの連絡が可能となることで、情報伝達や共有の即時性が高まりました。

9ページをお願いいたします。

方針5の施策1の「①負担軽減に向けた業務の見直し・合理化」をご覧ください。2つ目の「男女共同参画地区推進員制度の見直し」であります。地区からの選出を廃止し、公募による市民推進員と事業所推進員の設置を検討し、今年度からは見直し後の制度で運用を開始しております。

10ページをお願いいたします。

方針5の施策1の「②総務・企画・広報部門の運営力向上への支援」をご覧ください。

1つ目の「事務局運営ガイドラインの策定」であります。まちづくり協議会の事務局として、まちづくり協議会の役員等、まちづくりセンター職員、まちづくり課のそれぞれの役割の基本事項を示し、まちづくり協議会の事務局の機能を整理し明確にすることで、事務局業務をより円滑に進めることを目的として策定いたしました。

11ページをお願いいたします。

施策3の「①地区の拠点の整備推進」をご覧ください。

1つ目の「天間まちづくりセンターのリニューアル工事」であります。防水工事やバリアフリー化、省エネルギー設備への更新などを行い、本年4月にリニューアルオープンいたしました。2つ目の「原田まちづくりセンターのリニューアル工事に向けた実施設計」であります。本年度のリニューアル工事に向けた実施設計を行いました。

12ページをお願いいたします。

ここからは、「2 個別施策を横断する総合的な施策」についてご説明いたします。

方針1の施策1「地区住民主体のまちづくりセンター運営」をご覧ください。

1つ目の「指定管理者制度の地区説明会実施」であります。本市では、地区住民主体の、自律したまちづくり活動を推進していくため、地区の拠点であるまちづくりセンターの管理運営をまちづくり協議会が担い、効果的な施設活用・運営を進める指定管理者制度の導入促進を図っております。令和4年度から3年間のモデル地区として須津及び松野地

区において、まちづくり協議会による指定管理者制度を導入してきました。この2地区では、指定管理料の範囲内であれば、地区の要望に沿った事業等を、地区の裁量で素早く実施できるようになり、また、地区住民が地区の問題を自分ごととして考えるようになり、新しい意見が出るようになったことで活気が出た、などのご報告をいただいております。制度の理解を深めていただくための説明会を随時行っており、昨年度は指定管理者制度の導入を検討している地区への説明や意見交換を行っています。昨年度は8地区から要望があり、延べ13回の説明会を実施いたしました。

3つ目の「指定管理者制度導入マニュアルの作成」であります。地区として指定管理者制度の導入を決定後に、スムーズに制度が導入できるよう、立候補や法人化の手続き、指定管理者選定委員会に向けた準備などの実務について掲載したマニュアルを作成いたしました。

4つ目の「指定管理まちづくりセンター運営の手引きの作成」であります。まちづくりセンターを指定管理するにあたり、施設運営について理解をしていただくために、管理業務の内容、指定管理料及び使用料等の取扱い、労務管理、会計処理などについて掲載した手引きを作成いたしました。

続きまして、施策2「まちづくり活動の事業化推進」をご覧ください。

2つ目の「生活支援体制整備事業活動の支援」であります。高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らせるために、地域に住む高齢者を対象に日常生活の様々な困りごとの解決や居場所を提供するために、地区住民等が主体となって実施するくらし支え合いセンターの運営に対して補助金を交付しております。具体的には、現在、4地区において、くらし支え合いセンターが運営されており、補助金を交付しております。

14ページをお願いいたします。方針2の施策4「市内外への情報発信」をご覧ください。

3つ目の「まちづくり展の開催」であります。地区の活動の様子や広報紙、活動写真など、各地区の取組をPRするパネル展示を2回実施いたしました。1回目は住民アンケート実施に向けたキックオフ講演会に開催に合わせてロゼシアターで、2回目は一般の市民の方に見てもらえるように中央図書館で実施いたしました。

誠にざっぱくではございますが、以上で資料1の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

荻野会長 ありがとうございます。かなりの情報量ではございますが今のご説明に対して、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いしたいと思います。

千葉委員 方針5の施策1の説明の中で、男女共同参画地区推進員制度を地区からの選出を廃止し、公募による市民推進員と事業所推進員を選定すると説明があったが、具体的にはどのような活動を行っていくのか。

事務局 これまでは各地区からの推薦をいただいております。その方々が各地区やブロックの中で講座等を実施しておりました。公募による選任になっても継続して講座等は実施して

いくと担当課より確認しております。変化としましては、事業所推進員を設置し、事業所の中からも男女共同参画を進めていく方針であり、多くの事業所から選任いただいております、今年度から家庭・地域・事業所から進めていくと聞いているが、具体的な活動は把握しておりません。申し訳ないです。

荻野会長 本多委員、お願いします。

本多委員 資料1の12ページの説明にて、まちづくり活動の事業化推進でくらし支え合いセンターの運営という説明がありましたが、具体的にはどのようなことをされているのでしょうか。

事務局 広見地区さんの例を出させていただきますと、まちづくり協議会で商店街の空き家を借りて、運営を開始し、そこを高齢者の皆さんの居場所ということで、卓球や読書、ゲーム、カラオケ等を行い、高齢者の居場所を作るのが一つ。

さらに、高齢者の皆さんの生活の中での困り事を解決するということで、登録していただいたボランティアの方に、例えばごみ捨てや草取り、電球を代える等、そういったことをポイント制でやっていただいて、高齢者の生活の中でのちょっとしたお困り事の支援を行っています。

今屋敷委員 引き続き、くらし支え合いセンターの件についてですが、良い取組だと思っているのですが、これは高齢者が運営をして高齢者が集まっているというイメージでしょうか。

事務局 運営をしているのは各地区のまちづくり協議会で行っていますが、役員さんは高齢の方も当然多いですが。ただボランティアの方たちは地域の方たちが登録をしていただいて動いていただいているので、そこは高齢者に限ったわけではなく、いろんな方が登録をしていただいております、広見地区だと100人ぐらい登録があると聞いています。

今屋敷委員 居場所づくりの事業は定期的開催しているのでしょうか？

事務局 広見地区で言えば、土日を除き、毎日開催しております。

今屋敷委員 これはまちづくりセンター内で行っているのでしょうか？

事務局 昨年までは広見商店街の一部の空き家で行っていましたが、今年は使えなくなってしまったため、今はまちづくりセンター、公会堂を使用し行っています。

今屋敷委員 NPO等と連携できると更に事業が拡大するかなと。

事務局 現状4地区が実施しており、やはりどの地区でも高齢者の福祉がこれから非常に大きな課題になってくると思いますので、NPO等と連携できれば心強いと感じております。

今屋敷委員 もう少し活動情報等の情報発信があると、各地域にも周知ができ、NPO等との連携が進んでいくと感じたので今後期待しています。

事務局 あと一点この事業の特徴がありまして、ボランティアをやった方にも市の方から1回100円分のポイント付与があり、ポイントが貯まると地区のお祭りで物を買うことができる等、有償ボランティアまでではないですが、やった方にもプラスになるような、仕組みになっているというところも、今後より進めていきたいと考えます。

荻野会長 では次の議題でも関連する事項があるかと思しますので、ひとまず先へ進ませていただきます。また戻ってご質問いただくということも可能かと思います。それでは、続きまして資料No.2及びNo.3の「令和6年度進捗状況評価」について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、資料2及び資料3の「令和6年度進捗状況評価」について事務局から説明させていただきます。本日配付させていただきました、資料2、3は関連いたしますので、一括して説明させていただきます。

それでは、まちづくり活動推進計画の冊子本編の21ページをご覧ください。こちら、先ほどの資料1の方にも関連しますが、「各地区まちづくり協議会の主体的な活動による自律的な地域コミュニティの形成」が計画の目標像となっており、目標像の達成のために解決しなくてはならない5つの課題に対して目標像のイメージを決めさせていただいております。例えば、課題の1つ目の「課題解決力の向上」の目標像のイメージは、「目指す将来像を見据え、自ら課題解決に向けた事業を実施している状態」です。

本編27ページをご覧ください。ページ上段に施策アイコンの説明があり、支援、行政、協働という形で示させていただいております。支援のアイコンがついている施策は、地区が実施することを行政が支援するということです。行政のアイコンがついている施策は、行政の内部で業務改善をするということです。協働のアイコンがついている施策は、地域と行政が一緒になって行うということです。この3点の視点で、施策が進められております。今回、地区が行うべき取組を資料2で評価をしており、行政内部、主にまちづくり課で行っている取組を資料3で評価しております。なお資料2につきましては、令和4年は19地区から提出があり、令和5年度、6年度は26地区全てのまちづくり協議会から提出がございましたので、分母が異なることを、ご承知いただければと思います。

また各地区に「目標像の示す状態」について評価いただいております。評価項目としましては、「十分に行われ成果が出ている」、「円滑に行われている」、「行われているが不十分」、「行われていない」、「不明」、「不要」となっております。これらの「目標像の示す状態」

が達成されれば、テーマ別目標像の将来像に近づいている状態になっているということになります。

また、この計画は、SDGs の考え方でも用いられているバックキャスティングの考え方で策定されています。これは、理想状態を具体的イメージして、目標を設定し、現状とのギャップを埋めるために何を行うべきかということで、このような作りになっております。資料2を全て説明していきますと時間がかかりますので、この中で、令和5年度に比べて令和6年度に変化があった項目のみご説明させていただきます。

まず、「目標像の示す状態」の欄の上から7段目「慣例等にとらわれず柔軟な予算配分の協議ができている」その下の「予算作成の順序が明確である」について、こちらは昨年度「行われているが不十分」というところが多かったのですが、今年度は「円滑に行われている」、「行われているが不十分」という評価が増加しました。この要因として、全体的にまちづくり協議会の事業に関して各地区の現状に合わせて予算を柔軟に配分できるようになっていると推察します。

一方で、時代を担う人材育成～人が育つ活動支援のうち「住民の持つ経験を発掘できるしくみがある」と、「活動に多様な住民が自発的に参画でき、参加を歓迎できている」、「必要に応じて専門的な人材を探すことができています」、といったところが昨年度に比べて評価が下がっています。

これらの背景として、令和4年度、5年度は、コロナの影響を受け、まだ活動が低調や縮小していたことから、コロナ前で一番大変な時と比べ、良くなったと感じている方も多く、令和6年度は、コロナ以前のような活動を行ったことにより、人材不足を感じる方が増加したと推察されます。

また、事務局機能の充実～総務・企画・広報機能の充実では、「部会で活発で自由に協議できている」「活動の記録と評価が蓄積でき、改善策を検討できている」、「決定の場と方法が透明で明確である」といった、事業を進める上で事務局や企画機能の強化が進み、振り返りシートや事業報告書などに基づいたPDCAを回せるような状態になってきたことによって、徐々に、「円滑に行われている」、「行われているが不十分」という、評価に移行してきているのではないかと考えられます。

集計結果につきましては、令和5年度に比べて、「十分に行われ成果が出ている」という評価が18から29に増え、「円滑に行われている」という評価が158から156に減り、「行われているが不十分」という評価が255から276に増え、「行われていない」という評価が137から116と減り、不明も28から21と減っております。平均スコアも令和4年1.71から、令和5年2.38、令和6年2.51と少しずつではありますが、目標像の示す状態に近づいている状態に近づいている結果になっております。

続きまして、資料3の方に移らせていただきます。

資料3は目標像の達成のための行政内の改善や地区と協働で行う取組の結果として目標像に近づいているかを評価したのになります。こちらも令和5年度に比べて令和6年度に変化があった項目のみご説明させていただきます。まず「目標像の示す状態」の欄の7段目、「一括交付金への調査研究を行なっている」というところです。こちらは、昨年度か

ら、十分に行われて成果が出ていると評価しております。一括交付金という言葉が聞き慣れない方もいらっしゃると思いますので、簡単にご説明させていただきます。補助金と一括交付金で何が一番違うのかというと、補助金は目的を達成するために使途を特定した助成です。一方、交付金は、使途を特定せずに市から助成することです。

令和6年度より須津地区と松野地区に試行導入いたしました。既に制度導入した両地区では、活動に対して柔軟に予算を分配できており、成果が出ています。一方で、先ほどの資料2にあるように、取組状況に対して低調の地区もあるため、全市的な導入に関しては、まちづくり協議会連合会と意見交換を進めております。

その下の、目標像、地区担当班が地区活動に積極的に参加し、まちづくり協議会の運営について、地区担当班からまちづくり課への連携ができているの4の項目については、着手していないため行われていないと評価しています。

つづきまして、目標像の「まちづくり課とまちづくりセンターが情報を共有し、庁内で確認、協議できている」では、「まちづくり課が地区情報のハブとなり、地区やまちづくりセンターの情報が円滑に集まるしくみがある」、「まちづくり課に集まってくる地区情報の中から、庁内で共有すべき問題や課題などを精査している」、「庁内各部署から地区に係る情報提供や問題提起ができる場がある」さらに「地区と行政との情報伝達ルートが明確になっていて、迅速に情報が共有できている」につきましては、昨年度「地域への依頼ガイドライン」などを作成させていただき、市役所内での情報整理が進み、地域に対して情報伝達のルートが、明確化したことで、以前あった業務依頼などのトラブルが減りました。そのため地域に対する情報に係る部分に関し、「円滑に行われている」という評価にさせていただいております。

集計結果ですが、令和5年度と比較すると、「十分に行われ成果が出ている」という評価が1つ、「円滑に行われている」という評価が8から12に増え、「行われているが不十分」という評価が15から11に減り、「行われていない」という評価が令和5年度と同じく4となり、少しずつではありますが、計画が進捗している結果になっております。

誠にざっぱくではございますが、以上で資料2及び資料3の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

荻野会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明に対するご意見やお質問があれば挙手をお願いいたします。

本多委員 まちづくり課が地区の担当班とか町内会とかとの窓口になって、情報を整理しやすくなったという話がありましたが、先日友達から「夏休み中の食事に困っている子が多くいるらしい」という話を聞き、友達が「何かやってあげたいが、そういう時ってどうすればいいか」という相談を受けました。この場合も、まちづくり課へ相談することで担当課等に繋いでいただくことは可能でしょうか。

事務局 そういった内容に関してもご相談いただければ、担当課や各地区のまちづくり協議会長等に繋がせていただきます。実際そういった困りごとから、地区の活動に繋がった事例も過去にありますので、お気軽にご相談いただければと思います。

本多委員 このような機能をまちづくり課でやっているのであれば、市民の方にもLINEや広報ふじ等で積極的に発信していただくと良いと感じました。

神尾委員 資料2の評価表の説明をお聞きする中で、行政と地域との連携や、まちづくり協議会内の情報共有、目指す方向性の共有は進んでいるようにお聞きしましたが、その先の市民のところにどの程度届いているかについては、点数が低い項目を挙げると、上から2つ目「幅広く定期的に住民の意見や地区の状況を収集把握できている」が1点台、「問題の詳細を調査し分析されている」が1点台となっているが、今挙げた項目等の進捗状況はどうなっているでしょうか。

事務局 昨年度末に、全住民アンケートを実施し、24地区で20万人程度を対象とし、7万人を超えるアンケート結果が得られました。今まで、地区の役員のみで考えていた地域活動が、各地区全体として現在求められているものが把握できるようになったと考えており、現在まちづくり協議会を通じて、まちづくりセンター職員、まちづくり課を中心に、アンケートの集計・分析を行っております。

 なお、次の議題でもふれますが、アンケートの結果をもとに、次期富士市まちづくり活動推進計画や各地区の活動に繋がれるように活用を検討しており、令和6年度についてはこの評価の作成段階ではアンケートの回収で終わってしまったため、令和7年度に関しては、ご指摘いただいた項目が上向くのではないかと推察しております。

 また市民の方への周知については、現在市内の26地区のまちづくり協議会にてインスタグラムによる発信を行っているほか、広報紙等も盛んにやっていますが、回覧板やインスタグラムだけでは伝わっていないのが課題だと感じています。次の議題で説明があるかと思いますが、今年度につきましては人材育成講座等を実施し、改善を図っていきたいと考えています。

荻野会長 私から一つ伺ってよろしいでしょうか。

 今のご質問と同じようなことになるかと思いますが、資料を見ますと、基本的にまちづくり協議会があって、住民の情報を吸い上げる仕組みを取っており、資料2の目標像の示す状態を見ると、広く住民の意見や地区の状況を把握すること、人材発掘、地区内の情報が集まる仕組み等が挙げられており、地区の情報をどう集めるかが本当に難しいことだと感じました。また昨年度の審議会及び今回の報告を受け、大変苦勞してアンケート調査を行ったという印象を持ったのですが、地域の情報を得るためには今回のような調査をしないと集まらないものなのか。例えば、先ほどくらし支え合いセンターの話がありましたが、そこに集った住民の中で情報がやり取りされて、情報が得られるのではないかと。各

組織や団体に所属する委員の皆様には、地域の情報を集めるにあたり苦慮されている点や、住民や地区の情報を集めるにあたってのアイデア等があればお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

高田委員 従来はイベントが中心の活動が多かったが、現状イベントだけやれば良いという考えを持ってしまうと、地域住民からは要望や意見は出てきません。昨年の審議会の議題にもありましたが、松野地区では事務局強化に力を入れ、事務局がまちづくり協議会の中に根付いた体制づくりをしていかないと、回っていかないと考えています。指定管理の運営においても事務局の存在は不可欠だが、事務局を設けた場合、財政的な面でまだまだ課題があると感じております。まちづくり協議会は無償で事業を回しているため、金銭的な問題が発生してしまいます。本日、委員の中には、まちづくり協議会のメンバーが3人いますが、事務局としての業務負担がどのくらいあるかという、想像を絶するものであり、それを無償でやっていることから、少しずつ改善を図っていかねば難しいと感じています。

例えば、松野地区の場合は高齢者支援の一環として無償運送を今年4月から開始しました。まちづくり協議会でやる事業は高齢化対策が多いことから、高齢者支援の補助金制度が活用できるよう、補助金の見直しがなければ、地区で事業ができなくなってしまうほか、新規事業を起こせなくなってしまうと危惧しています。

事業を回していくことで、自ずと地域住民から意見が出てくるようになってくると思います。例えば去年から松野地区では若手を中心となって、初めて地区の祭りを立ち上げました。そういう人たちが出てくるといろんな意見が生まれ、次へ繋がっていくと感じています。様々な事業を回していくには、事務局機能を強化していかないと事業は回せず、人材発掘や住民の声を集めることは難しいと感じています。

事務局 まちづくりで言えば、例えば町内会ですと、班長、組長等の地域の代表者が自治会の会議に参加するほか、町内会長や区長がまちづくり協議会や町内会連合会の中で課題を協議するというように、住民の声を吸い上げる機能は従来からあるのではないのかなと思います。

しかし、積極的に問題提起してくれる意見を吸い上げることができる反面、いわゆるサイレントマジョリティという、声を上げにくい方々の意見を吸い上げることが困難であると感じています。今回全住民アンケートの実施に至ったのは、そういった方々の隠れたニーズを拾い上げてくるということが大きな目的であり、そういった多くの住民の意見を吸い上げないと、独りよがりの施策になってしまい、多くの住民が望んでいない施策になりかねないことから、アンケート調査を実施いたしました。

例えば、富士南地区では約12,000人の対象者に配布し、書面回答が7,200件、電子回答が2,400件あり、76%の方から回答がありました。現在アンケートの集計中ではありますが、例えば30代、40代の子育て世代がどんなことを求めているか等、細かな分析ができるようになりましたので、アンケート結果を活用しながら、次の施策を検討していきたいと考えております。

アンケートの実施に至った背景としましては、積極的に問題提起してくれる意見を集めるだけではなく、サイレントマジョリティの声も反映させながら、今後まちづくり活動を進めていくためとなります。

齋藤委員 まちづくり協議会では人材確保に非常に苦慮しており、今までですと、65歳で定年退職になっていたが、今は65歳以降も勤めている方が増えており、そういう方々にも参画してもらえそうな、まちづくり活動に変えていく必要があると感じています。

また今回の住民アンケートを実施して分かったこととして、「あなたはボランティアとして何ができますか」という設問があり、当然アンケートのため個人名の記載は無いですが、たくさんの方からボランティアをやってもよいという意見がありました。そうした方々をまちづくり活動に参加してもらう方法を考えていきたいと思っており、その方法をこれからどうするかをまちづくり協議会で相談していきませんが、今考えているのが、私たちのところは富士南小学校という市内一の生徒数を誇る学校がありまして、まちづくり活動に関する書類を小学校を通じて生徒へ配ってもらうと。親は30代、40代ですので、そうすると親子に参加してもらうことが可能になるのかなと考えております。要するにそういう人たちは回覧板を見ないが、子どもが持って帰ってきた学校から預かってきたものは目を通すため、この仕組みはまちづくり活動を周知する媒体に使えるなということを、住民アンケートを見て感じました。子育て世代にもまちづくり活動を周知することで、これまで高齢者だけが参加するものが、子育て世代も参加してもらえる可能性があると感じたため、これからどう周知を図るかまちづくり協議会にて協議していこうと思っています。

荻野会長 事務局の方の無償労働に依存しているという問題は本当に大きいかなと思います。

どういう形で参加される方たちの動機づけを作るのか、インセンティブ等を作っていくのかというのは、とても難しいなと思いましたので改めてお聞きしました。

他にありますでしょうか。

それではお時間もございますので、次の議題へ移りたいと思います。続きまして、資料No.4の「令和7年度の取組内容」について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、令和7年度の施策の取組内容について説明させていただきます。本日配付させていただきました、資料4「新・富士市まちづくり活動計画 令和7年度取組内容一覧」をお願いいたします。令和7年度の取組につきましては、令和6年度からの継続のものが多いため、新規の取組や、前年度から内容が変更となるものについてのみ説明させていただきます。

それでは、「1 個別施策」の方針（1）から順にご説明させていただきます。

まず、方針1の施策1の「①課題解決協働事業の推進」をご覧ください。取組内容の1つ目の「まちづくり協議会の部会長交流会の開催」であります。本事業は昨年度も実施いたしました。令和7年度は、各地区まちづくり行動計画の策定に着手する年となるため、地区の事例発表の後にまちづくり課より行動計画について説明させていただき、その点を

踏まえた上でその後の地区間での情報共有や意見交換を目的としたグループワークを行っております。

2ページをお願いいたします。方針2の施策1「③会計チェック体制の構築」をご覧ください。本施策は、本年度から始める施策となります。具体的な内容としましては、市内26地区全ての地区を回り、各地区の会長や会計が同席のもと、まちづくり協議会の通帳や領収書等をご用意いただき、補助金対象外も含めた監査を実施するものです。実施時期としては8月中下旬から9月上旬にかけて実施を予定しております。

続きまして、方針2の施策2「②一括交付金制度等の調査研究」をご覧ください。令和4年度よりまちづくりセンターの指定管理に取り組んでいる須津、松野の2地区に加え、今年度より指定管理制度に取り組む神戸・吉永北において一括交付金制度を試行導入しております。今年度までを試行導入期間としていますので、令和8年度からの本格導入に向け、まちづくり協議会連合会と協議を行っております。

3ページをお願いいたします。方針3の施策1の「①地区の課題把握とまちづくり活動の担い手発掘への支援」をご覧ください。取組内容の1つ目の「地区カルテの見直し」ですが、地区カルテとは、人口や世帯の推計値、高齢化率、年代別人口、軽犯罪数、空き家戸数などの地区データを取りまとめたものであります。この地区カルテの見直しを行い、まちづくり行動計画の策定などにも活用していきます。

3つ目の「地区別人材育成講座」ですが、今年度から新たに始める事業となります。目的としては、各地区において、まちづくり活動の担い手確保及び地区の課題解決に繋がる活動をする人材の発掘・育成となります。担い手確保や組織強化の考え方、まちづくり活動の成熟度は地区ごとに差異があるため、地区のニーズを捉えた効果的な講座とするため、地区ごとに各まちづくりセンターが実施するものとなります。講座のイメージとしては、役員等のスキルアップを目的とした「ファシリテーター養成講座」や「生成AI講座」、まちづくり協議会の運営に携わる人の発掘を目的とした「担い手養成講座」、未来の担い手発掘に繋げる「まち探検」などが挙げられ、第1号として、今週7月29日に松野まちづくり協議会が生成AI研修を開催し、地区役員13名が参加いただきました。

次に4つ目の「住民アンケートのフィードバック」ですが、昨年度末に実施したアンケート取りまとめを現在行っており、集計したデータをもとに地区の取り組みと住民のニーズに相違がないか等検証に活用していく予定です。アンケートの回答方法や対象は地区によって異なりますが、回答者は約7万人のデータとなっています。

続きまして方針3の施策1の「③企業・NPO等との連携の促進」をご覧ください。取組内容の1つ目の「市民活動センターを通じたNPOとの連携促進」ですが、市内に多くのNPO団体がある中で、地区の課題によってはNPOと連携することで効果的・効率的に解決できるものもあろうかと考えております。本日もお越しいただいております、市民活動センターの所長でもあります今屋敷委員の協力のもと、両者のマッチングを図るためのNPO団体の一覧を作成していきます。

続きまして、施策2の「②市が地区団体等へ委嘱している各種委員の見直し」をご覧ください。取組内容の1つ目の「充て職の見直しを検討」ですが、現在、町内会連合

会として 41、まちづくり協議会として 15 の充て職を担っております。各充て職の内容の確認やまちづくり協議会・町内会連合会、どちらが対応すべきものか協議を図ってまいります。

4 ページをお願いいたします。方針 4 の 2 の「②住民アンケート調査による地区課題把握に向けた支援」をご覧ください。令和 6 年度の実績報告で説明させていただきましたが、昨年度はアンケート実施に向けた意識醸成のための講演会を開催しました。今年度は 9 月 19 日に町内会長・区長と各地区まちづくり協議会役員などを対象として、本アンケートで得られた住民の声や回答データの分析結果を地域課題の解決につなげていくための考え方やポイント等について学び、今後のまちづくりに活かしていくための講演会を開催していきます。改めて委員の皆様にもご案内させていただきますが、ぜひお越しいただければ幸いです。

5 ページをお願いいたします。方針 5 の施策 1 の「②総務・企画・広報部門の運営力向上への支援」をご覧ください。取組内容の 3 つ目の「事務局運営ガイドラインの運用開始」であります。地区まちづくり協議会の組織運営力を向上させるためには、組織の中で事務局が位置付けられ運営されることが重要です。しかし、まちづくりセンターが事務局機能を果たしてしまっている地区がまだ複数あることから、ガイドラインを策定し、それぞれの立ち位置での役割分担を進めてまいります。

6 ページをお願いいたします。方針 5 の施策 3 の「①地区の拠点の整備推進」をご覧ください。原田まちづくりセンターのリニューアル工事ですが、昨年度の天間まちづくりセンターに続き、本年度は原田まちづくりセンターについて、外壁や屋上の防水、エレベーターの設置等のバリアフリー化を実施いたします。

7 ページをお願いいたします。ここからは、「2 個別施策を横断する総合的な施策」について説明いたします。方針 1 の施策 1 「地区住民主体のまちづくりセンター運営」をご覧ください。取組内容の 1 つ目の「指定管理制度導入地区の支援」であります。令和 7 年度より須津地区、松野地区に加え、神戸地区、吉永北地区が新たに指定管理を始めましたので、支援してまいります。また、取り組み内容の 4 つ目の「指定管理の導入希望地区への伴走支援」ですが、令和 8 年度から導入を希望する今泉地区、富士南地区、広見地区への支援をしてまいります。

誠にざっぱくではございますが、以上で資料 4 の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

荻野会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明に対してご意見、ご質問がありましたら。挙手をお願いいたします。

守本副会長 質問に対して感想というか、ぜひお願いすることをお聞きしたいと思います。

今日の資料 1 から 4 までは連動した一体的な資料だと認識しています。私が気になっているのは、市役所の中で、26 地区の皆さんはまちづくり活動をされていて、その地区のニーズに合ったいろんな活動を実施して成果を出されている中で、それが地区のニーズに

合っているだけではなく、市全体を見たときに市全体の課題と共通するものが絶対あると思っています。例えば、資料3の一番下の項目の中の上2つ、「まちづくり課を中心に関連部署の連携体制がある」、「全庁的な情報共有の場がある」というのが、令和4年度から比べると評価が上がっています。上がっている理由として、資料1の11ページに記載があり、行政への手続きの合理化でLINEの活用や、行政窓口の整理でいえば、一番下の「28の関係課による持続可能なまちづくり活動に向けた庁内会議」を開催というところが評価の根拠だと思いますが、今後より一層、庁内会議にて地区の課題等が関係課へ共有されるような仕組みになることを私は期待しています。

資料4の6ページに庁内調整連携体制の整備の中で「行政への手続きの合理化」や「行政窓口の整備」の取組内容が、関係課との庁内会議の開催や電子申請により合理化・簡素化を検討という内容が記載されています。それだけではなくて、資料3であるように、地区であがってきた様々な課題が、市の課題として共有されていくような、庁内会議に是非していただきたいと期待したいと思います。

今年度、富士市はホームページをリニューアルされたと思いますが、トップページに「26の地区」というアイコンがあるのを確認しまして、市としては、26地区が市を構成する、重要な役割と訴えているように私は思いました。

そうした場合、やっぱり26地区が頑張っているような活動が市全体で共有されていく、もしくは市の関係部署に波及していくような体制が良いのではと感じました。26地区のまちづくり協議会の中から住民に浸透していく、住民からいろんなものをあげていくといった、地区の中で活動があるのと同時に、地区の中から出た様々な課題が、市役所内、関係課に共有・波及されていき、市全体の課題として取組めるものはやっていく、この両輪でまちづくりを進めていく必要があると感じました。例えば先程のくらし支合いセンターの仕組みは、庁内で共有・波及できるものだと思いますので、そういうシステムを両方で作って欲しいと思います。ぜひよろしくお願いします。これは意見です。

事務局

副会長の方からご指摘いただいた件ですが、資料4の6ページは項目として「行政への手続きの合理化」という内容で記載しているため、電子申請等の内容を記載しておりますが、例えば資料4の2ページの一番上に記載がある「地区まちづくり活動を支える庁内体制づくりの強化」の取組内容については、「まちづくり活動の成果や課題の全庁的なフィードバック」等を記載しており、28の関係課との庁内会議では、副会長がおっしゃったような機能を持たせているため、地区の中から出た様々な課題を、関係課に共有・波及できるよう体制を強化していきたいと考えています。今後も28の関係課にて各種団体や地区の課題を吸い上げてくるかと思っていますので、協議していきたいと考えております。

加藤委員

資料4の5ページにInstagramの活用、情報発信支援という記載がありましたが、私もいくつか地区のInstagramをフォローして拝見していますが、各地区で投稿の頻度や内容に差があるのは、それは地区の特性なのかなと認識しています。資料記載のイン

スタグラムを活用した情報発信支援の「支援」というのはどういう取組なのか教えていただけますでしょうか。

事務局 まちづくり協議会にて広報講座を実施しております。例えば、インスタグラムで言えば、どのような形で地区の情報を発信すべきか、また多くの皆さんに見ていただけるような内容がどのようなものか等の課題を、広報講座を通じて各地区のまちづくり協議会の役員の方たちにご参加いただいて、課題解決やノウハウの共有を図っています。

本多委員 最初の議題でもありましたくらし支合いセンターについては、今後も補助金交付等を実施し、支援していくという記載がありましたが、是非高齢者だけでなく、放課後の子どもの居場所作りで、例えば夏休みのクーリングシェルター、音読を聞いてもらう等、現在、児童クラブの利用者が増加しており、児童クラブを卒業した子どもたちの放課後の居場所が無いと課題に感じているため、まちづくりの一環として支援いただけると子育て世代としては非常に助かるなということをお話いたします。

また、私が住んでいる場所が田子浦小学校、富士南小学校、富士第二小学校の学区の境界の地域に住んでおりまして、例えば富士第二小学校でやる地区のイベント等の中には、対象が富士第二小学校の地区の子が対象となっていることもあります。居住地区をまたいで参加できるようになることで、近隣地区との連携も生まれより良いまちになっていくと思いましたので意見としてお伝えさせていただきます。

事務局 各地区で行っていることに対しての意見だったかと思います。本日、連合会長も参加しておりますので、連合会との中で意見交換の場ができたらと考えております。

事務局 また補足になりますが、先ほど地区別人材育成講座について紹介させていただきましたが、地区別人材育成講座に関しても、地区によっては課題が共通であるほか、地域性も類似していることから、一緒に講座を実施するという含めて検討しておりますので、先ほどのご意見を含めて、関係者にも共有を図っていきたいと思います。

事務局 子育て世代への取組に関しまして、この2、3年で夏休みに小中学生を対象に講座を行っているまちづくり協議会がすごく増えています。また部会長交流会にて情報交換も行っているのも、各地区でこのような活動は今後増えてくると考えておりますが、是非まちづくり協議会にご提案いただければと思います。

齋藤委員 本多委員は新富士駅の北側辺りに住んでいらっしゃるかと思いますが、私たちの富士南地区はまだ子育て世代の人たちが増加しているのが現状です。富士南地区ですと、高齢者の支援については、地区単位ではなく、各区でやっていることが多いのですが、子育て世代への支援というのは模索している状況です。

例えば、親が共働きで子どもが小学校低学年だったりすると、学校が開いていない時間に親が出勤しなければならないことも多いかと思います。学校が開くまでの約1時間を子ども一人にさせておくのが不安だという話を聞いたことがあります。そのような話を聞くと、例えばその時間、まちづくりセンターで預かることはできないのかと思っています。幸いなことに、富士南まちづくりセンターは小学校と中学校の近くにあるため、そういうことが子育て世代にとっては助かるのかどうか聞きたいと思っているのですが、聞く機会がなく困っている状態です。本多委員に子育て世代の悩みを教えていただき、良い取組ができればと考えております。

本多委員 前回ちょっとお話しさせていただきましたが、須津地区の方で朝給食の取組をされている団体があり、すごく良い取組だと感じています。また物理的な子育て世代への支援が欲しいところではあるので、具体的にどういったことに困っているのか。その他にも一人親世帯も所感ではありますが、すごく増えていると感じておりますので、ぜひ意見交換させてください。

千葉委員 吉永北地区は今年から指定管理制度を導入しております。私は吉永北地区のまちづくり協議会会長もやっております、小学校の校長と話をしましてまちづくりセンターを自習室として、毎週月曜日から金曜日の9時から16時まで解放することになりました。

今年の夏休みからスタートしておりますが、まだ子どもたちが大勢来ていない状況ですが、クーリングシェルターや子育て世代への支援として始めました。

高田委員 松野地区でも地域の子どもたちのために自習室としてまちづくりセンターを活用しており、年々利用する子どもたちが増えている印象を持っております。

先ほど齋藤委員から学校が開く前の時間にまちづくりセンターで子どもを預かれればというお話がありましたが、指定管理制度を導入したセンターでなければ難しいほか、その時間の人材をどう調整するかという問題もあると思いました。センター職員の勤務時間の調整や、まちづくり協議会の役員が担当部会に交代でやってもらう等、様々な問題が出てくるのが想定されます。地域の子どもたちのことであるため、もちろんやってあげたい気持ちではありますが。

またまちづくり協議会で運営した場合、無償になってしまうことが多いが、松野地区では無償では限界があると考えていることから、無償は辞めていこうという方向性を取っております。松野地区ではコミュニティビジネスとしてこども食堂を運営しておりますが、子どもは無料でやっているが、大人からはお金をもらっています。そのお金も収入となるため、収益が発生する事業については税務処理や申告も含めて慎重な対応が求められ、少しずつ、変えていく必要があると考えます。

- 神尾委員 先ほどインスタグラムの話が出ていて、情報発信のツールとしてインスタグラムを活用しているようですが、私がインスタグラムをやっていないので、わかりませんが、先ほど齋藤委員が若い世代のニーズをどうやったら聞けるかという話がありましたが、例えばインスタグラムで発信するだけではなく、例えばニーズを吸い上げることはできないのかなって思ったのですがいかがでしょうか。
- 事務局 DMという機能を使いメッセージを送ることができます。
- 神尾委員 そういう機能があるならば、意見を送ってくださる方もいらっしゃるのでしょうか。
- 高田委員 インスタグラムへ直接的な意見が返ってくることはほとんどありません。情報発信の面で言えばLINEやインスタグラムを活用していかないと見てもらえないと考えております。松野地区で実施した数年前のアンケートでは、SNSを活用している人が30歳以下で99%、40代・50代でも70～80%、70代でも60%の方が利用していることが分かりました。このアンケート結果から、若い世代だけでなく、高齢の方もSNSを利用していることが分かり、松野地区では紙媒体での情報発信を少なくしていき、SNSを活用した情報発信の方法を変えていきたいと考えています。
- 荻野会長 それではお時間もありますので、次の議題へ進めさせていただきます。続きまして、資料No.5の「次期富士市まちづくり活動推進計画」について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、次期富士市まちづくり活動推進計画の策定について説明いたします。資料5をご覧ください。
- お手元にございます現在の「新・富士市まちづくり活動推進計画」の計画期間は令和8年度までとなっておりますので、今年度から令和9年度からの次期計画の策定に着手いたします。
- (1)の計画期間であります。次期計画につきましても、第六次富士市総合計画後期計画、および各地区で策定する次期まちづくり行動計画と、計画期間を整合しまして、令和9年度から令和13年度までの5か年計画とする予定であります。
- (2)の策定方針(案)であります。現計画の冊子の18ページをご覧ください。現計画では、18ページから19ページに記載されている5つの課題をあげ、これらの課題を解決するために取り組んでおります。それぞれの課題につきまして、解決に向けて進んでいるものの、コロナ禍の影響や急速に進む高齢化、地区間の温度差などもあり、令和8年度までに解決できるものではありません。
- このため、次期計画においても同様の課題解決への取組が必要であると考えております。そこで、次期計画は、現計画を刷新するものではなく、ブラッシュアップをイメージし、取組の見直しや追加を図ってまいります。

こうした中での、策定のポイントであります。1点目は、「町内会・区の位置付け」であります。まちづくりを進めるには、町内会・区が基礎、土台となってきますが、現計画では町内会・区についてははっきりとした位置づけがなく、まちづくり協議会にフォーカスしたものとなっております。このため、次期計画では、しっかりと位置付けをしていきたいと考えております。

2点目は、「まちづくり協議会と町内会・区の役割分担」であります。1点目とつながりますが、町内会・区の位置付けをする中で、まちづくり協議会と町内会・区の両者の役割を明確にする必要があります。

3点目は、「まちづくりセンターの指定管理の推進」であります。現計画においても、「地区住民主体のまちづくりセンター運営」という取組が位置付けられておりますが、次期計画でも自律的な地域コミュニティの形成の手段として、まちづくりセンターへの指定管理者制度の導入促進を図ってまいります。

4点目は、「若い世代や学生、NPOなどの多様な担い手について」であります。定年延長や働き方や価値観が多彩になるなど社会情勢が変化する中では、「できる人ができる時にできる事を」という考え方が必要になっていきます。こうした中で、いかにして多様な担い手を確保していくかが重要であります。

5点目は、「活動の濃淡による各地区への伴走支援」であります。平成26年に全地区でまちづくり協議会が立ち上がり10年を超え、地区ごとに活動の濃淡が出てきておりますので、地区の状況に応じた伴走支援を今後も続けてまいります。

続きまして、策定体制であります。

まずは、本審議会になります。本審議会の所掌事務として、「まちづくり活動推進計画の策定に関する事項について審議すること。」が富士市附属機関設置条例で規定されております。来年度に次期計画の原案について、市長から本審議会に諮問させていただき、原案に対する答申という形で市長に返していただきます。

次に、庁内組織であります。資料1や資料4の実績や計画の中でも記載されておりましたが、まちづくりに関する28の関係課で組織する「持続可能なまちづくり活動に向けた庁内会議」がございますので、この会議の中で次期計画についても調整を行ってまいります。

次に、富士市町内会連合会と富士市まちづくり協議会連合会ですが、今後も両連合会と協働してまちづくりを進めてまいりますので、計画策定にあたって、随時協議をしながら進めてまいります。

資料をおめくりいただき、裏面をご覧ください。

2の策定のスケジュールであります。計画期間の説明の際に、各地区で策定する次期まちづくり行動計画と整合を図ることをお伝えしましたが、まちづくり活動推進計画は、この地区まちづくり行動計画を下支えするための計画でもありますので、両計画は内容についても整合を図りながら策定していく必要があります。このため、両計画のスケジュールを掲載しております。

次期まちづくり活動推進計画については、現在、現状の分析を行っており、今後、現計画の検証や課題の整理、目標像・方針・施策の検討を行った上で、来年の2～3月に本審議会にて、ご審議をいただきます。

その後、施策の検討を行い計画の全体案が整いましたら、原案として市長から本審議会に諮問をさせていただき、審議をしていただいた上で、市長に答申として本審議会からのご意見をいただきます。

本審議会での議論終了後に、市議会への報告や市民の皆様へのパブリックコメントを行い完成となります。委員の皆様には、計画策定にあたり、多くのご意見をいただき、活発な議論をお願いしたく存じますので、よろしくお願いいたします。

誠にざっぱくではございますが、以上で資料5の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

荻野会長 ただ今の説明に対するご意見やお質問があれば挙手をお願いいたします。

荻野会長 また改めて詳細な説明があるかと思いますが、現時点でご質問等はございますか。

荻野会長 それでは議事を終了したいと思います。皆さん活発な発言をありがとうございました。事務局は、本日の審議内容を踏まえ、今後の施策推進への取組をお願いします。それでは、本日の議事を終了しましたので、議事を閉めさせていただきます。進行を事務局に返します。

事務局 委員の皆様多くの貴重なご意見をありがとうございました。

いただいたご意見を今後の施策推進に活かさせていただきます。

続きまして、次第の4その他であります。今後のスケジュールでございますが、先ほどご説明しましたように、令和7年度は本審議会を2回開催させていただきます。第2回は、来年2月から3月を予定しております。その際は改めて開催通知をお送りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「令和7年度第1回富士市まちづくり活動推進審議会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様、長時間にわたり誠にありがとうございました。